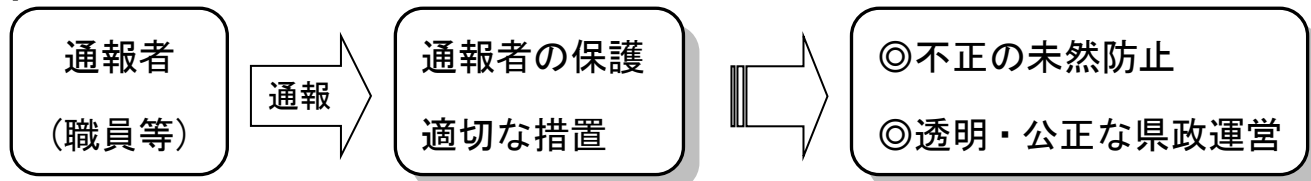


公益通報（内部通報）制度

目的



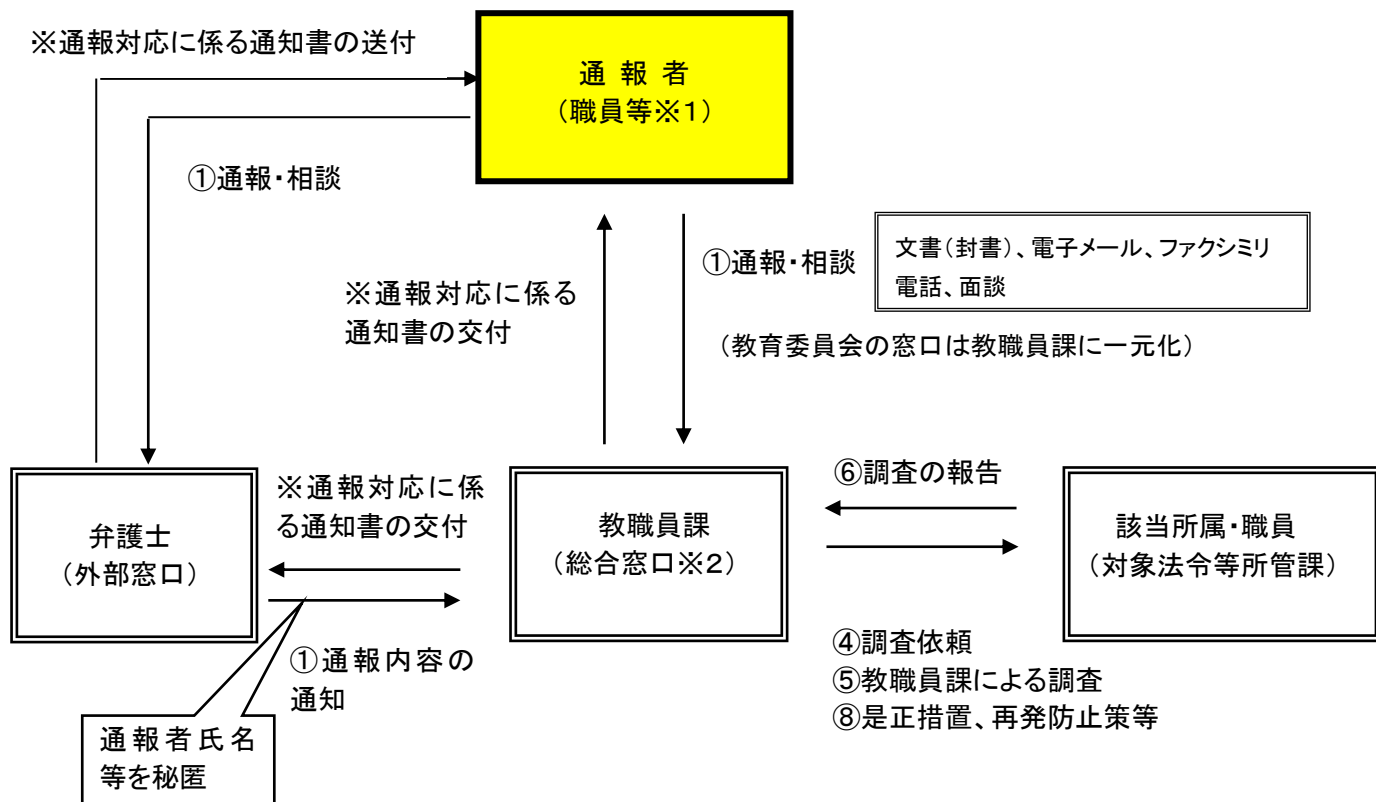
※ 職員等 県教育委員会事務局・県立学校等職員、派遣労働者、請負等労働者、
上記退職者(退職後1年以内)、請負等役員 他

※ 通報の対象

職員の職務遂行にあたっての

- 法令等の違反またはこれに至るおそれのある行為
- 人の生命、身体、健康、財産等に対し、重大な影響を及ぼすおそれのある行為

通報対応の流れ



※通報対応に係る通知書

- ②受理・不受理の通知
- ③調査の実施・未実施通知
- ⑦調査状況、結果の通知
- ⑨措置等の通知

※1 県教育委員会事務局・県立学校等職員、派遣労働者、請負等労働者、
上記退職者(退職後1年以内)、請負等役員 他

※2 通報対応責任者: 教委事務局教職員課長 総合窓口業務: 教職員課

各窓口の連絡先

総合窓口（教育委員会事務局教職員課）

- 文書送付先：〒514-8570 三重県津市広明町13
教育委員会事務局 教職員課
- 電子メール：koekikyo@pref.mie.lg.jp（公益通報専用）
- 電話：059-224-2953（教育委員会事務局に関すること）
：059-224-2956（県立学校に関すること）
- FAX：059-224-3040

外部窓口 三重弁護士会推薦弁護士

岡野 陽介 弁護士 ※令和9年3月31日まで

- 文書送付先：〒510-0069 四日市市幸町2番11-1号
ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 四日市オフィス
- 電子メール：okano@n-united.jp
- 電話：090-7692-7862
- FAX：059-327-5287